

— 第 16 号 —

平成 20 年 10 月 22 日発行

# ちく せい 筑西 市議会だより

編 集 筑西市議会広報特別委員会 / 発 行 筑西市議会



明野中学校新校舎完成

## 目次

議案説明.....	2ページ
人事紹介.....	2ページ
決算特別委員会の審査内容.....	3ページ
陳情・請願・意見書.....	3ページ
筑西市民病院評価等特別委員会調査報告... 4～5ページ	
筑西市財政等健全化調査特別委員会調査報告... 6～7ページ	
議決一覧表.....	8ページ
議案質疑.....	9～10ページ
一般質問.....	11～16ページ
議会日誌.....	16ページ
編集後記.....	16ページ

### ■主な内容■

## 平成20年第3回定例会

### 〈平成19年度決算など

### 29案件を審議〉

平成20年第3回定例会は、9月3日から9月17日までの15日間の会期で開催されました。

今定例会では、平成19年度決算を中心に一般会計補正予算案や条例案など29案件について慎重に審議されました。

また、市民病院評価等特別委員会及び市財政等健全化調査特別委員会から調査報告がされました。

平成20年第3回定例会  
議案説明

今定例会に上程された議案は次のとおりです。

○議案第54号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めらるるものです。

○議案第55号は、13市町が係わる霞ヶ浦用水農業水利事業で造成した基幹水利施設の管理事業に伴い、その事務の一部を本市が下妻市に委託することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めらるるものです。

○議案第56号は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、筑西市情報公開及び個人情報保護審査会条例、筑西市職員定数条例、筑西市職員の公益法人等への派遣等に関する条例、筑西市認可地縁団体印鑑条例の4条例の根拠条項その他所要の改正をするものです。

○議案第57号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、筑西市議会の議員の報酬、費用

弁償及び期末手当に関する条例、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例、筑西市特別職報酬等審議会条例の3条例の根拠条項その他所要の改正をするものです。

○議案第58号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児短時間勤務制度を導入するため、所要の改正を行うものです。

○議案第59号は、関城東地区の農業集落排水処理施設の供用開始に伴い、筑西市農業集落排水処理施設条例及び筑西市農業集落排水処理施設使用料条例を改正するものです。

○議案第60号は、一般会計補正予算で、歳入歳出にそれぞれ2億142万余円を追加し、総額351億5,855万余円とするものです。主な内容は、小学校営繕費で耐震診断委託2,671万余円、中学校営繕費で耐震診断委託1,328万余円などです。そのほか、つくば薬科大学の設置事業のうち、大学施設整備に対する補助金を交付するため、つくば薬科大学設置事業資金補助として、2億円の債務負担行為を行うものです。

○議案第61号は、国民健康保険特別会計補正予算で、歳入歳出にそれぞれ4,486万円を追加し、総額122億2,710万余円とするものです。主な内容は、償還金で国庫支出金返還金及び社会保険診療報酬支払基金返還金2,534万余円です。

○議案第62号は、老人保健特別会計補正予算で、歳入歳出にそれぞれ1億5,378万余円を追加し、総額9億9,332万余円とするものです。主な内容は、繰出金で一般会計繰出金1億4,641万余円などです。

○議案第63号は、公共下水道事業特別会計補正予算で、歳入歳出にそれぞれ2,093万余円を追加し、総額33億126万余円とするものです。主な内容は、公共下水道建設事業費で公共国補事業2,400万円などです。

○議案第64号は、介護保険特別会計補正予算で、歳入歳出にそれぞれ2億2,183万余円を追加し、総額61億9,769万余円とするものです。主な内容は、積立金で介護給付費準備基金積立金1億3,244万円などです。

○議案第65号は、監査委員の選任につき同意を求めらるるものです。

○認定第2号から第4号は、平成19年度の一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算を認定するものです。

人事紹介

教育委員会委員の

任命に同意

筑西市教育委員会委員のうち1名が欠員となつたため、次の方の任命に同意しました。

西村 文子(新任)

昭和18年3月10日生

筑西市関本分中198番地

監査委員の選任に同意

本市議会のうちから選任する監査委員について、次の方を選任することに同意しました。

箱守 茂樹(新任)

昭和20年12月21日生

筑西市小川1553番地6



## 決算特別委員会の 審査から

決算特別委員会は、9月11日、

12日の2日間開かれ、平成19年度の一般会計、特別会計及び企業会計における決算を審査し、これら決算はいずれも認定すべきものと決しました。また、17日の本会議においても、原案のとおり認定されました。

委員会での主な審査の内容は次のとおりです。

- ▽秘書事務費、大学等誘致推進経費、広報活動費及び公聴事業費等について
- ▽職員研修費、職員健康管理費、行政改革推進経費、契約検査関係経費及び防災行政無線整備事業等について
- ▽実質公債費比率と公債費負担適正化計画の整合性、財務諸指標の状況、各事業別の合併特別債の充当額、公共交通対策経費及び総合振興計画推進費等について
- ▽市民税、固定資産税及び軽自動車税等における収入未済額並びに滞納の状況等について
- ▽ごみ収集処理費、不法投棄関係

経費及び交通安全啓発事業等について

▽休日応急診療所運営事業、生活習慣病予防対策事業及び予防接種事業等について

▽国民健康保険事業における国保税の滞納状況及び資格証明書交付について

▽子育て支援センターの運営状況、敬老事業及び緊急通報体制等整備事業について

▽中小企業金融対策事業、宮山ふるさとふれあい公園施設管理費、観光振興事業及び農業後継者育成対策事業等について

▽スピカビル管理運営経費、スピカビル公共施設管理経費及び都市計画マスタープラン策定事業について

▽八丁台土地区画整理事業における保留地の販売状況等について

▽駐車場事業における駅前駐車場及び駅東駐車場の利用並びに土地賃貸契約について

▽浄化槽設置補助事業について

▽公共下水道事業における各地区の加入率や加入しない理由等について

▽県西広域水道用水供給事業の契約水量における分区ごとの契約水量及び料金等について

▽ランドセル配布事業での各地区

における利用率、小中学校建設事業での耐震診断の実施率及び国の補助率、学校給食費の滞納額等について

▽市民病院における医療器械の購入及び契約方法、過年度損益修正損及び不納欠損等について

### 【決算特別委員会委員】

◎水柿 一俊 ○吉原 一利

宮崎 勇 百目鬼 晋

須藤 茂 内田 哲男

尾木 恵子 外山 壽彦

新井 利平 藤川 寧子

秋山 恵一 箱守 茂樹

鈴木 聡

(◎委員長 ○副委員長)

## 陳情

次の陳情は、9月定例会までに受け付けたものです。なお、意見書の提出を求められている陳情第1号については、関係常任委員会に付託され、慎重に審査を行い、9月17日の本会議で次のとおり議決されました。

▲陳情第1号 「地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出に関する陳情（継続審査）」

▲陳情第2号 聴覚障害者コミュニケーション支援事業の利用者負担の無料化を求める陳情

## 請願

継続審査になっていた請願第1号及び今定例会に上程された請願1件は、関係常任委員会において慎重に審査を行い、9月17日の本会議で次のとおり議決されました。

▲請願第1号 米価の安定と生産調整に関する請願（趣旨採択）

▲請願第2号 教育予算の拡充を求める請願（採択）

## 意見書

議員提出による意見書案1件は、9月17日の本会議において原案のとおり可決されました。この意見書は、同日付で政府及び関係機関に送付されました。

▲教育予算の拡充を求める意見書



## 筑西市民病院評価等 特別委員会調査報告

本委員会は市民病院の運営状況等を研究調査するため、平成20年第1回定例会において設置された。それ以降、市民病院の経営形態の方向性を考えるに当たり、市民病院の運営状況等を評価すべく、計6回の委員会を開催し、協議してきたもので、今定例会において調査結果を報告し、承認されました。以下は、その報告書をまとめたものです。

### ◎主な調査内容

#### (1)第2回委員会

##### ①医師確保の状況について

・現在の医師の状況について、本年4月1日現在の常勤医師は合計で9名、非常勤医師は、26名である。また、4月25日から筑波記念病院の心臓血管外科の医師が毎週金曜日に外来診察をすることになった。

・医師確保については、大学等に市長、院長、副院長等で訪問し、医師の派遣の要請をしている。また、市長及び院長等は、個人的人脈の中でも医師の確保に努めている。しかし、結果として現在までに常勤医師を確保する

ことはできていない等。

##### ②医師の待遇について

・医師の給与については、経験年数10年程度の医師で、年額約1,100万円である。これに日直・当直手当5万円や通勤手当が加算される。医師確保のためには経験年数10年前後で、最低でも2千万円は必要とのことである。医師の給与の改正については、再考中である等。

##### ③平成19年度の実績について

・平成19年の4月から平成20年の2月までの実績については、収支差引額が約2億5千万円となる。入院及び外来患者の実績について、平成19年度は2月までで入院が平均46人から48人程度、外来が340人から360人程度である。

#### (2)第3回委員会

##### ①医師確保について

・前委員会以降、9名の常勤医師という状況に変わりはない。市長からは、公設公営で医療提供をしていくべきという考えのもとで指示を受けているが、公設公営の継続には不安もあり、もし経営形態が変わったとしても、大学から派遣された常勤医

師であれば大学に戻るという対応ができるので、医師確保については、大学からの派遣を主に動かなくてはならないと考えているとのことであった。

##### ②収益等について

・平成19年度の実績について、医療収益は、15億9,755万余円、医業外収益は10億5,806万余円で、そのうち他会計補助金は10億4,478万余円（うち市からの補助金10億4,108万円）。医業費用は、22億739万余円。以上から、収支差引額が1億3,751万余円であり、収益的収支は黒字である。

##### ③患者数について

・平成19年度の病床利用率は、43.89%である。

・患者数については、4月の入院患者が、1日当たり46・7人。外来については、1日当たり307・8人である等。

##### ④地元医師会との協議について

・地元医師会としては、基本的に1次医療のバックアップとして市民病院が必要とのこと、そ

の中でどう連携するかというようなことが協議の基本的なことである。

・市民病院での夜間休日一次救急診療所の場所の提供については、現在進めるときではなく、医師会側も、今後の課題という認識であると考えるとのことであった等。

##### ⑤救急医療への対応について

・救急医療については、市民病院は脳神経外科や小児科がないため、受け入れを断ることがあるのは事実であるとのことであった。

##### ⑥公立病院改革ガイドラインについて

・職員による改革プラン策定のプロジェクトチームを編成した。

#### (3)第4回・第5回委員会

##### 【委員の主な意見等】

・市民病院を民間移譲することができない場合は、市の財政を圧迫する。よって、行政で病院経営をしていくのは無理であり、役目は終わったとの意見もあったが、救急医療等を考えると継続させるべきという意見により、存続を前提に協議された。

・市民病院を存続させるならば、公設民営がよいとの意見があつ

たが、公設民営は受け皿がなくなつてきており、現在では難しい状況と判断された。また、独立行政法人は難しい。

・市民病院に必要なことは、1つに経営の安定化であり、そのためには医師不足を解消しなければいけない。2つにネットワークづくりで、医師会や3次医療機関との連携である。これらをしつかりと行うには市民病院に経営者（管理者）が必要である。

このことから、市民病院の経営形態としては民営化（民間移譲）と地方公営企業法の全部適用が考えられる。

・市民病院、県西総合病院及び協和中央病院の合併の必要性について県知事が示したが、これは選択肢の1つではなく、市長は拘束されるものではない。

・市民病院の存続を明確にし、発信することが医師確保の上でも意味がある。また、総務省が出した公立病院改革ガイドラインでは3年連続で病床利用率が70%未満の場合、19床以下の診療所化等の抜本的な見直しを行うことが適当とされ、このままの状況では来年度から19床以下の診療所になってしまう。経営形態については、遅くとも9月

末までに結論を出すべきである。市民病院を存続させることが重要であり、9月末には経営形態の方向性を出すべきという結論でもよいのではないか。

市民病院のあり方等検討委員会からの答申では、地方公営企業法の全部適用が最初で、段階を踏んで民間移譲となっている。また、市民病院運営審議会では地方公営企業法の全部適用と公設民営という意見である。現段階では、地方公営企業法の全部適用とし、管理者の責任を明確にして医師を確保していくことが必要である。

・民間移譲の問題点として、「相手が必要」、「事業計画等に市は介入できない」、「公立病院としての役割がもてなくなる」、「不採算部門の閉鎖もあり得る」、「いつ売却されるかわからない」という点が挙げられる。

・民間移譲では、契約時に売却できない期間を条件として入れることができる。

・民間移譲がベストであるが、移譲先が見つからなければ成立しない。そうなったときに早急に地方公営企業法の全部適用にすべきである。

・地方公営企業法の全部適用と民間移譲の2つを併記して報告した方がよい。

・本委員会として、当問題の緊急性から臨時議会の招集請求をすることとした。

以上の経過から、地方公営企業法の全部適用、民間移譲及びその2案の併記の3案で採決した結果、地方公営企業法の全部適用及び民間移譲の2つを併記するとされた。

◎結論

①臨時議会の招集については、諸般の事情により請求しないこととし、委員会としては、9月定例会の初日に報告したいとされた。

②市民病院の現状としては、最重課題である常勤医師の確保については、困難な状況であり、平成19年度の収益的収支については、1億3,571万8,789円の赤字であるが、市の一般会計からの補助が約10億円あり、今年度も7億7千万円が補助される。また、人件費割合については89%で、昨年度よりも5.1%悪化している。さらに、現在病床数は113床を休床し、60床で運営しているが、平成19年度の病床利用率は43.1%である。

り、総務省が出した公立病院改革ガイドラインによると、このままの状況では市民病院は19床以下の診療所になってしまう可能性がある。

これらのことから、現在の市民病院では抜本的改革がなされない限り、存続が危ぶまれる状況である。しかしながら、救急医療機関の任務を持った2次医療機関としての市民病院の存続は必要である。

以上のことを考慮すると、今後2次医療機関として病院を存続させるためには、経営形態を変更することが必要であり、その結論は遅くとも本年9月末までに出すべきである。また、今後の経営形態としては、新たな経営者（管理者）を置き、権限・責任を明確化することが重要である。したがって本委員会では、地方公営企業法の全部適用もしくは民間移譲の2つを選択肢として提案するものである。

【筑西市民病院評価等特別委員会】

◎百目鬼 晋 ○水越 照子 須藤 茂

内田 哲男 尾木 恵子 加茂 幸恵

新井 利平 藤川 寧子 赤城 正徳

秋山 恵一 關 四郎 三浦 讓

（◎委員長 ○副委員長）

筑西市財政等健全化  
調査特別委員会調査報告

本委員会は本市の財政状況等を研究調査するため、平成19年第3回定例会において設置されました。それ以降、本市が置かれていた。厳しい財政状況等を調査し、早急な財政の健全化に向けた道筋を示すことを目的に、計13回の委員会を開催し、協議してきたもので、今定例会において調査結果を報告し、承認されました。以下は、その報告書をまとめたものです。

◎調査に対する委員会の結論

(1)歳入歳出規模の適正化について

① 事務事業の見直しについて

平成19年度の本市の事務事業の総数は1,100余あるといわれているが、この見直しについては、行政評価や予算編成を通して財政課、企画課及び行政改革推進課(主管課)によって実施されている。この見直しに当たっては、社会情勢の変化、財政事情の悪化などの観点から十分な検討を行うべきである。また、事務事業の外部委託を行う場合も、人件費等も含めた費用対効果について十分に検証を行い、方針を決定すべきである。さらに、標準財政規模は平成12年度に265億円、17年度に

230億円と5年間で35億円の減少。19年度から21年度まで概ね220億円と予測されている。このことから、大幅な歳入の確保が見込めない現状では、標準財政規模も減少していることから、市民の行政需要に配慮しつつ、この減少に見合った事務事業の見直しを徹底し、スリムな行政システムの構築を目指すべきである。

②遊休地等の活用について

厳しい財政事情を考慮し、使用していない土地や建物に関して、売却による収益の確保と維持管理費の削減を含めた検討をすべきである。

③物件費(委託料)について

契約の一元化や受託業者との交渉によりかなり削減されたが、契約方法について再考し、更なる透明性の確保を図るべきである。特にコンピュータ関連の委託契約については、頻繁に法律の改正がある場合、自己方式は多額の委託料が発生するので、計算センターへの業務委託の方式が安価であるが、自己方式は簡易な変更には即座に対応できるという一面がある。このようなことから、どちらの方式にも長所・短所があるので、今後どちらの方式がベターなのか、慎重な協議をすべきである。

④手数料及び使用料の改定について

受益と負担の原則は理解できるが、一方的な値上げではなく、まずは収入未済額の回収に努め、行政経費の節減を図ったうえで改定すべきである。(上下水道使用料、住宅使用料、農集排使用料など)

また、公民館等の公共施設の使用料については、地元の老人会や子供会等が使用する場合、減免措置の導入などを考慮すべきである。この減免措置については、明確で統一的な基準が必要である。(各種使用料・手数料など)

⑤人件費について

合併後、議員の在任特例の任期満了や職員の大量退職に伴い、大幅な削減ができた。しかし、受付案内業務や電話交換の民間業者への委託については、職員がやれば委託料の削減になるので、職員がすべきである。

⑥収入未済額の回収について

平成18年度の本市の収入未済額の合計額は、36億4,700万円であり、収入未済額の回収は数少ない収入源となることから、全職員を挙げて取り組むべきである。

⑦広域分賦金について

平成19年度予算での筑西広域市町村圏事務組合の清掃費は11億5,300万円、消防費は

12億7,500万円、議会総務費(職員・遊湯館)1億6,400万円、火葬場費4,300万円、老人福祉センター費2,900万円、その他4千万円の合計27億400万円。下妻地方広域事務組合には負担金等で6千万円、筑北環境衛生組合に負担金等で4,800万円。県西総合病院の負担金で6,800万円、食肉衛生組合の解散に伴う清算金3億7,200万円(19年度限り)合計32億5,200万円と年々増加傾向である。これらの負担金は、毎年度の事業費のほか建設費の償還分も含むため、それぞれの組合、事業費の抑制について所管課から要請すべきである。

⑧補助金等の見直しについて

補助費等は、各種団体への補助金、水道や病院会計への補助金、筑西広域市町村圏事務組合等への分賦金などの合計であるが、多額となっているので、今後、関係者と協議を行い、削減の模索をすべきである。

⑨起債の抑制について

実質公債費比率の縮小のため起債額の抑制が必要である。

(2)市税の安定的な確保について

地方税の滞納問題は、最近の景気の低迷に伴い、多くの地方公共

団体の間で大きな問題になってい  
る。徴税職員の度重なる督促にも  
なかなかな滞納整理が進まない現状  
である。そこで比較的簡便な「行  
政サービス」の停止措置を取り入  
れる自治体が増加している。

本市においても、納税の公平負  
担の原則から、税等の滞納者に対  
するサービスの制限について、一  
部実施中（入札参加拒否や市営住  
宅入居拒否等）であるが、更なる  
サービスの制限の実施を検討してい  
る。しかしながら、この制度を実  
施する場合、生活弱者や行政サー  
ビス停止の妥当性について慎重に  
考慮しながら実施すべきである。

税の滞納整理については、行政  
サービスの制限も理解できるが  
「税法に基づく滞納処分」を実施  
し、最大限の徴収努力をすること  
が重要である。また、収納率向上  
のため、収納体制の一元化を検討  
すべきである（全庁を対象とした  
収納専門の課等の新設）。さらに、  
きめの細かい納税相談を行う総合  
的な相談体制の整備を行うことも  
に、悪質滞納者には毅然とした法  
的措置を講じていくべきある（車  
の差し押さえにはタイヤロックを  
使用等）。

ところで、今回初めて物納品や  
差し押さえ品に対してネットオー  
クションを開催することであ

るが、このような取り組みをどん  
どん推進すべきである。

③特別会計及び企業会計への繰出  
金等の抑制について

繰出金の抑制については、人件  
費及び物件費を除いては達成でき  
なかった。特別会計への繰出金は、  
48億2,800万円（17年度決算）、  
類似団体との比較で約10億円多い  
（会計の数にもよる）。各会計とも  
料金体系を見直し、独立採算を基  
調とし、積極的な収入未済額の回  
収を図り、できるだけ一般会計か  
らの繰り入れに頼らないようにす  
べきである。また、今回、繰出金  
の抑制ができなかった原因を徹底  
的に検証し、かつ、詳細に分析し、  
直ちに抑制をすべきである。

①国民健康保険は、保険税改定に  
加え、ルール外の繰り出しを従  
来の半分に、繰出金の抑制を図  
るとの方針であるが、値上げを  
すると滞納額が増加する。その  
結果、収入減になる。また、値  
上げ、という相関関係になって  
いる。まずは、多額の滞納額の  
徴収に努め、国民健康保険特別  
会計の適正化を図るべきである。  
②介護保険は、国民健康保険特別  
会計同様、滞納者対策の強化が  
必要である。

③公共下水道事業は、新規事業費  
の凍結、継続事業の休止や期間

延長等を検討し、事業規模を2  
分の1の3億円規模とし、一般  
財源充当額の抑制を図り、また  
平成20年度から下館地区、関城  
地区の料金改定額を20%として  
の見直しを、あわせて滞納者対  
策、加入促進等を行って、計画  
期間累計で2億5,500万円  
の削減を目指すとの計画である  
が、滞納者対策や加入者促進を  
行った後に、適正な料金体系に  
努めるべきである。

④水道事業は、補助金の削減とあ  
わせて新規事業の凍結、継続事  
業の休止、期間延長、使用料の  
見直し、滞納者対策（未収水道  
料金1億1,800万円）、加入  
促進を行う計画であるが、公共  
下水道事業と同様に滞納者対策  
や加入者促進を行った後に、適  
正な料金体系に努めるべきであ  
る。

④本委員会において課題とされた  
件について

本委員会において課題とされた  
件①市民病院、②スピカビル、③  
下館新能や美術館の3項目が課題  
として提起された。

市民病院に対しては別の特別委  
員会が設置され、調査をしている  
ことから、調査対象外とした。

①スピカビルへの行政機能の移転  
に係る負担とランニングコスト

については、厳しい財政事情の  
中、スピカビルを行政フロア（3・  
4階）にすることで毎年1億円  
を超えるランニングコストが  
かり、新たな課題であるとの財  
政健全化計画の提言であった。  
当委員会では、スピカビルに関  
しては鋭意議論を重ねてきた結  
果、以下のような結論に達した。  
スピカビルに関しては、財政健  
全化計画の新たな課題として掲  
げられているとおり、本市の厳  
しい財政事情をかんがみ、毎年  
1億円を越えるランニングコス  
トを考慮すると、売却以外の方  
向も検討すべきであるという意  
見もあつたが、大勢は売却すべ  
きであるとの結論に達した。

②下館新能や美術館については今  
後も継続すべきであるとの意見  
もあつたが、非常に厳しい財政  
事情のもと、福祉や教育関連経  
費は節減できないので、大勢は  
下館新能や美術館を一時休止す  
べきであるとの結論に達した。

【筑西市財政等健全化調査特別委員会】  
◎水柿 一俊 ○金澤 良司 吉原 一利  
宮崎 勇 真次 洋行 堀江 健一  
仁平 正巳 外山 壽彦 榎戸甲子夫  
山口 明 箱守 茂樹 吉澤 範夫  
鈴木 聡

◎委員長 ○副委員長

## 平成20年第3回定例会議決一覧表

事件の番号	件名	議決月日	議決結果
報告第19号	処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）	9.3	承認
報告第20号	処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）	9.3	承認
報告第21号	処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）	9.3	承認
報告第22号	処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）	9.3	承認
報告第23号	処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）	9.3	承認
報告第24号	処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）	9.3	承認
報告第25号	処分事件報告について（財産の取得について）	9.3	承認
議案第54号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9.3	同意
議案第55号	基幹水利施設管理事業に関する委託について	9.17	原案可決
議案第56号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	9.17	原案可決
議案第57号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	9.17	原案可決
議案第58号	筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	9.17	原案可決
議案第59号	筑西市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について	9.17	原案可決
議案第60号	平成20年度筑西市一般会計補正予算（第2号）	9.17	原案可決
議案第61号	平成20年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	9.17	原案可決
議案第62号	平成20年度筑西市老人保健特別会計補正予算（第1号）	9.17	原案可決
議案第63号	平成20年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9.17	原案可決
議案第64号	平成20年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）	9.17	原案可決
議案第65号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	9.17	同意
認定第2号	平成19年度筑西市一般会計及び特別会計決算認定について	9.17	原案認定
認定第3号	平成19年度筑西市水道事業会計決算認定について	9.17	原案認定
認定第4号	平成19年度筑西市病院事業会計決算認定について	9.17	原案認定
請願第1号	米価の安定と生産調整に関する請願	9.17	趣旨採択
請願第2号	教育予算の拡充を求める請願	9.17	採択
陳情第1号	「地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出」に関する陳情	9.17	継続審査
議員提出議案第6号	筑西市市議会会議規則の一部改正について	9.17	原案可決
議員提出議案第7号	筑西市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	9.17	原案可決
議員提出議案第8号	教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について	9.17	原案可決
	筑西市民病院の運営状況等に関する調査の件について	9.3	承認
	筑西市の財政等に関する調査の件について	9.3	承認

# 議案質疑

全議案に対する質疑は、9月9日に行われ、6人の議員が23項目に及び質疑をしました。その主なものは次のとおりです。

## つくば薬科大学開設による活性化の根拠は

**質疑** つくば薬科大学が開設されると地域の活性化になると言われているが、本当に活性化になるのか。例えば、平成16年に銚子市にできた千葉科学大学は、当時は活性化するといわれ、市でも多額の補助金を出したが、駅前通りはシャッター通りと化し、活性化はしていないようだ。本市に大学が開設された場合も、現在は車社会であり、茂田地区とつくば市は近く、学生はつくば市に流れてしまい、本市の活性化にはつながらないと思う。このような状況で本市の活性化になるのか、また、経済効果の根拠について伺いたい。

**答弁** 【市長公室長】 大学開設による活性化について、確かに銚子市をはじめ地方都市は大変な状況にあるが、長期的な視野に

立って大学の立地誘導というものが図られている。大学誘致は、長年の市民の希望であり、大学が設置されると、教育力向上、産学官連携による地域産業の活性化、地域イメージ向上になる。また、学生や教職員など多数の人々がまちを歩きかうことで地域がにぎわい、大学が開催するイベント等により地域住民と学生との交流などが行われ、地域経済の活性化や地域の活力向上などの波及効果が期待される。一方、経済効果の根拠としては、大学関連施設及び設備等の建設効果や備品等の整備による経済効果、教育研究活動や学生・教職員の消費による経済効果等が挙げられるのでご理解賜りたい。

## なぜつくば薬科大学へ市から支援するのか

**質疑** 今回の一般会計補正予算において、つくば薬科大学へ

の補助2億円が債務負担行為として上げられている。今市民の生活は原油高、食料品高によって収入がふえない中で大変な生活を強いられている。このような中、本市は未曾有の財政危機にあり、市が進めている財政再建策は国保税・公共下水道料金・介護保険料・後期高齢者医療制度の導入による保険料の引き上げ等で、財政再建のために住民負担をお願いしている。このような状況の中で、一企業の大学建設に対し、借金までして支援をするということについては市民の理解が得られないと思うが、支援の理由を尋ねたい。また、県の財政支援の中身について、具体的に尋ねたい。

**答弁** 【市長公室長】 今回の財政支援については、合併特例債を活用する。合併特例債は市にとって負担がかからない起債で、現行制度上、大変有利な制度である。財政支援については、去る8月18日、市民の代表の方にも委員をお願いしている「つくば薬科大学早期開学促進協議会」に諮り、賛同を得ている。財政が厳しい中、市民に負担をお願いするわけであるが、この財政支援は、市の長期的な展望に立った施策である。また、一企業に対して財政支

援をなぜするのかということであるが、支援先は学校法人で、大学施設は国や県の認可や監督を受ける公共施設であり、営利を目的とする企業とは異なるのでご理解賜りたい。さらに、県の財政支援について、県は非常に前向きに考えていただけるのではないかと、期待を持っていて。今後とも県と密に情報交換をして、是非、21年度当初予算に補助金として計上していただけるようお願いしてまいります。

## 小中学校の給食費の不足問題について

**質疑** 小中学校の給食費の不足分について以下のことを尋ねたい。①不足分の半分を市で負担し、残りの半分が生徒の弁当持参になるということだが、保護者と子供たちの反応はどうか。②3月末日までは何食持参になるのか。また、給食費の金額によって弁当持参の回数の違いは。③弁当持参ができない家庭への対応は。④導入するに当たって、各学校のPT

援をなぜするのかということであるが、支援先は学校法人で、大学施設は国や県の認可や監督を受ける公共施設であり、営利を目的とする企業とは異なるのでご理解賜りたい。さらに、県の財政支援について、県は非常に前向きに考えていただけるのではないかと、期待を持っていて。今後とも県と密に情報交換をして、是非、21年度当初予算に補助金として計上していただけるようお願いしてまいります。



Aに対する説明が必要と思うが、その対応は。⑤原油高騰対策分の交付税措置という緊急対策があるが、この対策は。

**【答弁】**

【教育次長】①保護者の反応については、教育委員会には手紙や電話で物価高による給食への影響の心配、栄養の確保や安心・安全な給食の提供には値上げは仕方がないなどの意見、各学校には給食は大丈夫かなどの相談があった。反応は実施後に出るものと思われる。②弁当持参の回数、各地区によって給食費が異なるため回数が異なる。今年10月からの回数は、下館地区では小学校5回、中学校6回、関城地区では小中学校3回、明野地区では小学校3回、中学校5回、協和地区では小学校2回、中学校4回である。給食費の金額と弁当の回数については、給食費が高い場合弁当の回数が少なく、下館地区の小中学校の場合3、700円で弁当の回数は5回、関城地区や明野地区の場合3、900円で3回、協和地区の場合4、000円で2回である。

③弁当を持ってこれない子供に対しては、弁当持参後に状況を把握し、対応していきたいのでご理解賜りたい。④保護者に対する説明については、夏休み前の7月に

全保護者に対し、給食費不足による今後の対応や次年度からの値上げについて説明を行った。

【企画部長】⑤学校給食に関する特別交付税については、今回の原油

等価格高騰対策に関して総務省から通知が出ている。その中に学校給食も含まれている。今回の補正の市の負担分については、特殊財政需要額に算入されるのでご理解願いたい。



**水道事業における今後の契約水量の見直しは**

**【質疑】**

平成19年度の水道事業決算は、1億3,523万5千円の赤字となり、累積欠損金が20億9,258万3千円と大変深刻である。過日の一般質問において「このことをもって値上げするか」との質問に対する答弁では、県との契約水量の問題があるとのことであった。県との契約水量は、一日最大水量1万2千 $m^3$ で、使用率は42・6%とのことである。以上水が余っており、契約水量と利用水量の差が大きい状況である。この契約水量について、人口

が減少している状況下、今後どのように見直しをしていくのか尋ねたい。

**【答弁】**

【上下水道部長】県西広域水道用水供給事業の契約水量は、県と関係市町村の水道事業計画に基づき、協定を結んだものである。本市の契約水量は、一日最大給水量1万2千 $m^3$ 、平成19年度における県からの年間受水量は186万7,857 $m^3$ 、一日当たりの平均受水量は5,117 $m^3$ であり、一日最大給水量と比較すると42・6%、年間配水量901万9,953 $m^3$ に対して、県からの受水量の割合は20・7%である。契約水量と利用水量の差が大きい理由は、契約水量は一日最大給水量での契約であり、また各家庭での節水等により計画通りに給水量が伸びなかったことや経費削減のため地下水の活用を図ったこと等によるものである。契約水量の見直しについては、現在のところ県との協議は具体化していない。そのため、今回の料金改定については、現在の状況で検討してまいりたい。なお、地下水採取が厳しくなってきたり、今後県西用水の受水量を増加せざるを得ないと考えているのでご理解賜りたい。

**道路維持補修は市民の要望にこたえられたか**

**【質疑】**

今回の決算における道路維持補修事業について尋ねたい。平成18年度決算額は2億2,720万円、平成19年度決算額は1億4,441万円と大きく減少している。また、補修箇所が95カ所となっていたが、昨年は150カ所であった。金額及び箇所とも減少しているが、市民の要望にこたえられなかったのではないか。

**【答弁】**

【土木部長】平成18年度の道路補修要望箇所は638件、補修箇所は464件である。ご指摘の昨年の150カ所については請負工事分である。また、平成19年度の道路補修要望箇所は683件、補修箇所は467件である。箇所数の減少は請負工事費の減少によるものだが、直営工事により少ない予算を補い、前年度と同様な工事を行ってきた。また、今回補正予算で2千万円を計上し、要望にこたえべく努力をしているのでご理解賜りたい。



# 一 般 質 問

市政全般の問題をただす一般質問は、9月5日、8日に行われ、10人の議員が51項目に及ぶ質問をしました。その主なものは次のとおりです。

## つくば薬科大学への支援内容は

### 質問

【須藤議員】 全国で薬科大学がないところは、茨城県を含めて17ある。私立大学設立に当たっては、地元自治体側から誘致し、土地などを用意して活性化を図っている例もある。今回のつくば薬科大学新設についても、民間ですべてを用意し、市の活性化のために頑張ろうとしている。これに対し、相乗効果を期待した時に、理解できる範囲内の市の補助等を考えるのは当然と思う。そこで、次のことを尋ねたい。①教授の確保状況は。②現時点の問題点の確保が必要なのか。また、市財政への影響は。④県の支援は。

### 答弁

【市長公室長】 ①教授については、1学年100名における大学設置基準上最低教員数は

38名で、8月現在の内定数は43名である。②大学設立のポイントは、教員の確保と資金の準備である。大学設置準備室側では、文科省による標準設置経費の基準以上の資金はあるが、より魅力ある大学設置のために、基準の2割超の資金を確保したいとのことである。この中で市や県からの補助金確保が課題である。③債務負担行為については、来年3月の認可申請を前に、文科省との事前相談、書類の準備を12月ごろまでに終了させたことと、この補正の議決により、地元自治体からの補助が確保され、設立準備資金に組み入れることができる。また、県に対して、新年度の予算化へのインパクトにもなる。市財政への影響については、2億円の95%に合併特例債を充て、うち70%が交付税で措置される。借り入れ利率等を考慮すると市の支出は7,500万円

程度である。

【市長】 ④19年度には、私が会長を務める県西地域総合振興協議会から県へ大学等の誘致について要望し、県からは支援するとの回答を得ている。また、本年6月下旬には、県西地区10市町長で知事及び県議会議長へ県の支援について要望書を提出している。



開学が期待されるつくば薬科大学

## 知事の病院統合発言と地元医師会との連携について

### 質問

【三浦議員】 ①県知事が、去る7月9日に市民病院、県

西総合病院及び協和中央病院の統合について発言をした。このような方向づけは、評価等特別委員会や市民病院運営審議会においてもできていない。これは、本市を外して進められている話なのか。市はどう考えているのか。②市民病院の医師確保について、特別委員会においては「今後経営形態が変わったとしても、大学から派遣された医師であれば、大学に戻ることができるといふことを考えると大学

からの派遣を主に動く」とあった。これは、結局、病院を民間に任せるといふのが本音なのではないか。市民病院の今後の方向性をどう考えているのか。③地域医療再生のためには、地元医師会との協力が要だ。市は、医師会と2回協議会を行っているが、その後はどうなっているか。

【市長】 ①市民病院の統合については、話し合いは行っていない。今後、県主催の再編ネットワーク化検討会議の中で、そのような議論がされるものと考えている。②医師確保については、各大学への要請や医師紹介業者へ依頼をしている。特別委員会での発言は、私見として大学の派遣を最重要として動いているということであり、ご理解賜りたい。③医師会との協議会については、市民病院の運営や地域医療のあり方等について協議したが、市



県西総合病院

### 答弁

【市民病院事務部長】 ①3

市民病院の統合についての話し合いは行っていない。今後、県主催の再編ネットワーク化検討会議の中で、そのような議論がされるものと考えている。②医師確保については、各大学への要請や医師紹介業者へ依頼をしている。特別委員会での発言は、私見として大学の派遣を最重要として動いているということであり、ご理解賜りたい。③医師会との協議会については、市民病院の運営や地域医療のあり方等について協議したが、市

民病院の運営方針が定まらなければ、協力内容の検討に入れないとのことで、中断している状況である。

【市長】①病院統合について知事と話ししたことはなく、医療圏内の再編ネットワーク化の一環として意見を述べたと推察する。中長期的には、この地域に基幹病院が必要と考えているので、今後の課題と捉えている。

## ジェネリック医薬品の普及と医療費の抑制を

### 質問

【尾木議員】ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及については、全国に先駆けて広島県の呉市で取り組んでいる。これは、先発医薬品と同じ成分・効能で値段も安いジェネリック医薬品に切りかえた場合に、月額でどれだけだけの薬代が削減できるかを国保加入者に通知するというサービスである。これにより、薬が必要な人は薬代が安くなり、市は医療費を抑制できる。このようなジェネリック医薬品の普及について、市はどのように考えているのか。また、医師会や薬剤師会との検討会や、薬代の削減方法についての研究なども必要と思うが、どのように考えるか伺いたい。

\*「新薬」として最初に発売された薬は特許に守られ、開発したメーカーが独占的にその薬を製造販売することができます。これが「先発医薬品」です。ところが20～25年の特許期間が切れると、他のメーカーも同じ成分、同じ効果のお薬を製造できるようになります。これが「ジェネリック医薬品」で、その価格は新薬の2～8割に設定されています。



説明用：E・M・E・P・S・シカモ

### 答弁

【健康増進部長】厚労省における「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」によると、ジェネリック医薬品メーカーの取り組みとして、安定供給、品質確保、情報提供が図られている。国の取り組みとしては、製剤中に含まれる不純物に関する試験等の実施やその情報の公表、国立入検査と結果の公表に加え、医療関係者への研究開発データ及び副作用情報等の情報提供、理解支援のためのポスター及び医療関係者向けパンフレットの配布等を実施している。複数の自治体においては、ジェネリック医薬品希望カード等を作成し、国保の被保険者に配布している。本市においては、ジェネリック医薬品の処方医療機関の裁量となることから、真壁医師会、真壁医師会筑西支部及び県薬剤師会筑西支部等の意見

も伺いながら、検討してまいりたい。また、ジェネリック医薬品の活用は、医療費の抑制になるものと考えており、普及を図る観点から市民の皆様へ情報を提供していく必要性は認識しており、活用について検討してまいりたい。

## スクールソーシャルワーカーの活用は

### 質問

【真次議員】今年度から、スクールソーシャルワーカーが全国的に配置されている。この制度は、教育制度の中に福祉の視点を導入するというもので、不登校や虐待等に関する対応、関係機関との調整役となるなど、子供と平等の関係で話し合い、人格を尊重し、子供の育成を図るものである。全国でスタートしたこの制度について、本市では活用しているのか。また、今後活用していくのか伺いたい。

### 答弁

【教育次長】スクールソーシャルワーカーの活用事業は、文科省で新規に立ち上げた事業で、いじめや不登校、暴力行動、児童虐待など、児童生徒の問題行動等へ対応するために、教育分野に関する知識に加えて社会福祉の専門知識や技術を用いて、児童生徒がおかれたさまざまな環境へ働

きかけたり、関係機関とのネットワークを活用して支援を行ったりする事業である。全国で141の地域を指定して行われており、本市においては、稲敷市、小美玉市、常総市、大洗町、美浦村の5つの指定にはなっていないため配置は受けておらず、また市独自の雇用もしていないが、文科省の委託事業で、この事業と同じ目的を持つ「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を昨年度から推進している。この事業は、経験豊富で関係機関との連携を図れる指導員を配置し、それぞれの課題解決のために、児童生徒や保護者の立場になつて相談に乗ったり、家庭訪問等を行ったりするなどの支援を行っている。今後も、関係機関と連携を図りながら、子供たちの側に立った問題解決ができるよう、支援のあり方について研究してまいりたい。



日本スクールソーシャルワーカー協会 日本スクールソーシャルワーカーの役割

## 野球場建設の早期実現を

### 質問

【榎戸議員】市民そして子供たちの中では非常に野球熱が高く、私の背景には野球場建設を望む声が多くある。さらには、

本市ならずとも、この地域に高校野球ができる野球場建設は、県西市民の悲願でもある。以前、旧下館市時代には、野球場建設の計画もあったが、体育館等の建設もあり、消沈してしまっている。市として野球場建設のために始動し、そして行動をおこして、なんとしても早期に建設してほしい。行政が本気になって始動してくれば、県や市に対し、少年野球や学童野球、壮年野球などの組織において署名運動をするという方がたくさんいる。今後、一つの緩みもなく野球場建設の推進を望むがいかがか。

### 答弁

【土木部長】野球場について、市としては、県西総合公園計画の中で県に要望している。今年度も6月に行われた県西地域の振興協議会の中で、野球場建設について、県に対し平成21年度要望として提出している。その内容は、「茨城県における地域のバランスのとれたスポーツ環境整備

のため、県西地域の中核となる高校野球の地方予選が実施できる水準の県営野球場の建設について、特段の配慮をお願いする」というものである。これは、平成17年11月に筑西広域正副管理者会議において、県担当課に出席をいただき、本市長、結城市長及び桜川市長連名で、県西総合公園及び周辺に野球場建設を要望したものに基づいてお願いしたものである。



市野球場

## 市民病院は

### 民間移譲されるのか

### 質問

【鈴木議員】市民病院が、ある民間病院に売却されると

いう話を聞く。しかし、市長は今定例会の招集あいさつで「経営改善のため、引き続き医師確保に全力を傾ける」と言う。これは、議会軽視ではないか。市長の任期はあと半年であり、任期中に病院を売却するのはやめてほしい。また、いきなりの売却は、各委員会や審議会の結論に反しているのではないか。と言うのも、病院のあり方等に関する検討委員会では、地方公営企業法の全部適用をし、改善されなければ、段階を踏んで最終的に民間移譲とされている。市民病院運営審議会でも地方公営企業法の全部適用か公設民営である。事実経過について、議会で公表して市民が納得するようにしてほしい。

### 答弁

【市民病院事務部長】病院の民間移譲については、具体的な動きはない。また、元検討委員会の会長に、その後も相談をしており、常勤の内科医が1名という状況での意見を伺ったところ、民間移譲も視野に入れるべきではとのことである。今後も各方面からの意見を参考に、早急に経営形態を定めてまいりたい。

【市長】病院の存続を大命題に、その検討の選択肢の中には、公設民営や民間移譲も入っている。これ

まで、医師派遣のお願いに各大学病院に伺った際に、大学の付属病院等に来ていただけではないかということにも触れている。また、最近では、当病院の理学療法士が欠員となり、その補充を他の病院に依頼し、そのお礼に伺った際にそのような話題も出しており、感触を確かめているのも事実である。地域住民の命と健康を守るため、病院存続のためにあらゆる可能性を模索し続けており、今後、早急に経営形態の方針を定めてまいりたい。



市民病院待合室

## 市民病院を 公立として必要と考えるか

### 質問

【藤川議員】市長は、病院は残すというが、民間移譲となると市民病院を残すという方向ではない。しかし、公立の市民病院は必要という市民の声が大きくなってきた。私立の病院は医療費

が高いとの話もあり、庶民にとって公立の病院は命綱である。市は、市民病院として必要と考えているのか尋ねたい。また、今定例会の初日に市民病院評価等特別委員会から「9月末には経営形態の結論を」という調査報告がされた。これは、今定例会後には、来年度予算の編成に入るため、その時点で「検討している」では間に合わないからである。委員会の報告のとおり、9月末には結論を出せるのか尋ねたい。

**【答弁】**

【市民病院事務部長】これまで、運営方針や経営形態について検討を重ね、また各委員会等からの意見や答申をいただき、6つの選択肢（公設公営、公設民営、地方公営企業法の全部適用、独立行政法人、廃止、民間移譲）の中から地域医療の中核病院として望ましい形態を検討してきた。位置づけとしては、あの地域に病院を存続させたいという考えであるのでご理解賜りたい。

【市長】総務省の公立病院改革ガイドラインによると、3年間の病床利用率が7割を切る場合、19床以下の診療所化等の見直しが必要とされている。あの地域には病院が必要であり、なくなれば医療砂漠となる。それを避けるため、い

かなる形態で存続させるべきか、そしていかに市の財政負担をせずに、地域医療の中核病院として存続させるか、各方面から意見をいただき、検討している。また、今回、特別委員会の報告として、地方公営企業法の全部適用か民間移譲の2つが示されており、できるだけ早く結論を出してまいりたい。



市民病院評価等特別委員会

**水道料金の改定案（値上げ）について見直しを**

**【質問】**

【加茂議員】水道料金の改定案については、下館地区

が14・78%の増と、下館地区の値上げが非常に大きいと聞く。これでは、国保税や介護保険料等、相次ぐ値上げで納得がいかない。全体の契約水量と利用水量に誤差はないか。加入促進の方向性についてはどうなるのか伺いたい。また、一世帯当たりの平均使用水量はど

れくらいなのか。単身者やひとり暮らしの高齢者の方が、使い方を工夫して1カ月5.3mしか使わなかったとしても、基本料金の水量が10mの場合、10m分を支払わなければならない。この方法では多くの世帯の使用料が値上げになってしまう。基本料金改定案の見直しについて考えを伺いたい。

**【答弁】**

【上下水道部長】水道料金

等の改定については、まだ水道事業運営審議会からの答申がないため、改定の趣旨について説明する。水道事業の平成19年度決算は、営業経費で前年度対比8,026万円の削減をしたが、1億3,500万円の経常赤字である。このままでは平成25年度には、累積欠損金が24億4,600万円となり、事業を維持することが難しくなる。この状況と合併時の調整項目である統一料金の検討を踏まえ、料金改定について審議会に諮問した。県西広域水道水供給事業の契約水量は、1日最大給水量の契約で、1万2千m<sup>3</sup>、受水割合は42・6%である。加入率は市全体で約90%であり、今後の伸びはないと思われる。また、一世帯の平均使用水量は1カ月当たり21・8m<sup>3</sup>であり、仮に基本料金の水量を5m<sup>3</sup>とすると、使用水量

が5m<sup>3</sup>以上の世帯においては超過料金が多くなるため、負担増になる世帯が増加することになる。現在、使用水量の少ない世帯を考慮して、基本料金を抑えた料金改定案を運営審議会で検討いただいているのでご理解賜りたい。



県西地域に水道水を供給する県西水道事務所

**サケ祭りでもちおこしを**

**【質問】**

【百目鬼議員】10月になる

と、勤行川に大量のサケが上ってくる。その様子がテレビや新聞等でも報道され、注目を浴びているが、東京に一番近いサケの見えるまちがここ、勤行川、仙在橋である。まちの中ではつきりサケの遡上が見られるのも非常に珍しく、勤行川はサケの遡上の南限でもある。それを生かして、サケの日を定め、さけ祭りを開催してはどうか。つくばエクスプレスの利用者に、春は真壁のひなまつり、秋は筑西のサケ祭りに足を伸ばしていただく。また、石狩鍋のよう



# 議会日誌

## 7月

- 24日 第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会
- 30日 第3回県西総合病院組合議会定例会

## 8月

- 4日 市民病院評価等特別委員会
- 11日 市財政等健全化調査特別委員会
- 22日 全員協議会  
議会運営委員会
- 29日 議会運営委員会

## 9月

3日～17日  
筑西市議会第3回定例会

- 22日 広報特別委員会

## 10月

- 7日 広報特別委員会  
第2回下妻地方広域事務組合議会定例会
- 17日 議会運営委員会視察研修

# 行政視察来市

院評価等特別委員会の調査報告において、9月末までに経営形態の結論を出すべきとのことであったが、1日も早く、その結論を出すべく努力を積み重ねてまいりたい。

本市の行財政調査のため、次の議員が来庁されました。

○8月5日  
愛知県豊明市議会（2名）

- ▼デマンドタクシーについて  
○8月18日  
栃木県栃木市議会（16名）
- ▼市町村合併について  
○10月3日  
石川県能登町議会（4名）
- ▼デマンドタクシーについて  
○10月7日  
愛知県安城市議会（9名）
- ▼ごみ焼却施設について

# 編集後記

今定例会では、2つの特別委員会から調査報告がされました。そこでは、議会の委員会について触れてみたいと思います。地方自治法上、議会に条例で設置することが認められている委員会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の3種類で、その設置は議会の任意となります。中でも特別委員会は、議会が特に必要があると認めた事件を審査するためにその都度設置される委員会のことで、常任委員会や議会運営委員会と異なり常設的な機関ではありません。そのため、案件が消滅すれば特別委員会もその必要性がなくなり、消滅してしまいます。特別委員会の一般的設置基準は、①2個以上の常任委員会の所管に属するも



# KEY WORD

## 地方公営企業法の全部適用

地方公営企業法の財務規定だけではなく、人事、組織、予算等の地方公営企業法の全部を適用した形態。

事業管理者（任期制4年）が自治体の長により任命され、予算、人事等の独立した権限をもつ。（現在の市民病院は一部適用であり、財務規程のみ適用し、管理責任者は市長）

### \*特徴\*

- ・権限と責任の所在が明確化する。
- ・職員の任免、給与等について独自の取り扱いが可能。
- ・病院の場合、市の政策的医療の継続的・安定的提供が可能。

の。②案件が政治的に重要で、1個の常任委員会の負担に耐えがたいもの。③百条調査権を行使するもの又は総合的な政策を樹立するためのもの等です。

〔広報特別委員会〕

- |      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 須藤 茂   |
| 副委員長 | 水越 照子  |
| 委員   | 吉原 一利  |
|      | 宮崎 勇   |
|      | 百目鬼 晋  |
|      | 堀江 健一  |
|      | 水柿 一俊  |
|      | 外山 壽彦  |
|      | 加茂 幸恵  |
|      | 榎戸 甲子夫 |
|      | 片平 忠行  |

筑西市議会事務局

筑西市下中山732-1

☎24-2111 (内372)

ホームページ : <http://www.city.chikusei.lg.jp/gikai/>

あなたも傍聴してみませんか

次の定例会は  
**12月3日**  
に開会の予定です。

本会議は10時からです。  
議会の放映は、市役所本庁舎  
1階エントランスホールと4階  
議場前ホールでご覧になれます。